

令和6年度

害鳥駆除に関するお知らせとお願い



果樹等の農作物を害鳥獣から保護するため、中野市猟友会(ハンター)のご協力により、下記の日程で駆除を行います。

駆除実施中は、銃器を使用するため大変危険です。駆除時間内は、対象地区に近づかないなど、事故防止にご協力をお願いします。(人影を確認したら駆除対象物がいても発砲を中止します。)



また、騒音等でご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

害鳥駆除の日程

6月	2(日)	9(日)	23(日)
7月	7(日)	14(日)	28(日)
8月	4(日)	18(日)	25(日)
9月	1(日)	15(日)	22(日)
10月	6(日)	13(日)	27(日)

令和7年

3月 2(日) 9(日) 16(日) 23(日)

駆除時間 日の出より概ね2時間

対象区域 中野市内(農地周辺)
※一部地域は除く

対象害鳥 カラス・ムクドリ・スズメ・ドバト・キジバト・ヒヨドリ



- 害鳥獣対策として、赤い衣類が効果的です。農地に入る際は、赤い衣類の着用をおすすめします。
- 浜津ヶ池銃猟禁止区域においても、有害鳥獣駆除を行います。
- 農家の皆さんへ、銃による駆除だけでは完全ではありません。各自でも被害防除に努めて下さい。

中野市有害鳥獣対策協議会事務局 (中野市経済部農業振興課耕地林務係)

電話 0269-22-2111 内線 251

野生鳥獣の被害防除対策への取り組みについて (お願い)

☆個人でもできる被害防除対策 (市民の皆さまへのお願い)

①誘引物の除去にご協力ください。

➡ 農地へ生ゴミ等は捨てないでください。餌付けになってしまうばかりでなく、繁殖力を高めさせてしまいます。

②農地周辺の小まめな藪の刈り払い(または草刈り)にご協力ください。

➡ 見通しをよくすることにより、獣が侵入しにくい環境を整えます。

☆被害防除のための補助制度「中野市有害鳥獣対策事業」のご案内

農作物への被害を防止し、野生鳥獣が人里に出没しにくい環境を作るための防護柵等の設置に対して一定の要件のもと、市の予算の範囲内で補助金を交付しています。

【制度の概要】

	電気柵等設置事業	防鳥ネット等設置事業
対象者	市内に農地または山林を有する農林業者	
補助対象経費	設置に係る原材料費	
補助率	対象経費の2分の1以内	対象経費の2分の1以内(上限10万円)

☆協議会からのお知らせ

- ①最近、ハクビシンやカラスによる農作物被害(ブドウ等)が増えています。
野生鳥獣による被害を受けましたら、市役所農業振興課耕地林務係まで連絡をお願いします。被害調査及び被害防除のアドバイスなどを行っています。
- ②爆音機(爆発音や高音の電子音)による苦情を訴える方が増えています。
県からもお願いしていますが、“住宅から200m以内”では爆音機の使用を控えていただきますようご協力をお願いします。
- ③協議会としても引き続き駆除を推進していきますが、被害防除対策も一緒に実施しなければ効果的な対策とはなりません。皆様のご協力をお願いします。

市内で被害を与えている主な野生獣の生態

■ハクビシン……………

【能力】

木登りが得意で、ブドウ栽培等で用いられる垂直の直管パイプも上下に歩くことができます。

【食べ物】

雑食性で果実、種子、鳥の卵等を食ると言われています。中でも糖度の高いブドウとサクランボが大好物のようで、中野市内では、農作物被害が増加しています。

【行動】

頭胴長が約50cm、尾長が約40cmで、額から鼻にかけて白い線が特徴的です。夜行性で、1回に1～4頭出産し、年間を通じて発情及び出産をされています。餌場を発見すると、毎回、同じ道を通して侵入する傾向があるため、ビニールハウスに穴を空けられた場合には、小さな穴でもすぐに補修する必要があります。



■イノシシ……………

【能力】

跳躍力に優れており、助走なしで100cmを飛び越え、50kg程度の物体を持ち上げることができます。

【食べ物】

基本的には雑食性でなんでも食べますが、なかでもミミズや根ものの植物質のものを好むようです。

【行動】

本来は昼間行動する動物ですが、警戒心が強く、狩猟や人間等の危険を察知しやすいため、夕方や早朝に農作物等を荒らす傾向があります。2歳で出産し、毎年5～6月に4～5頭産みます。



野生鳥獣を駆除するためには……

- ★有害鳥獣として野生鳥獣(ハクビシン等の小動物を含む)を駆除するには、“鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律”に基づき、狩猟免許を取得した者が有害鳥獣駆除の許可を得て行わなければなりません。
- ★狩猟免許がない者が有害鳥獣駆除の許可を得ないで、捕獲檻やトラバサミ等を設置した場合は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第83条により、“1年以下の懲役又は100万円以下の罰金”が科されます。
- ★狩猟免許を取得するには、「第一種猟銃(いわゆる散弾銃)」では、初心者講習及び免許試験並びに鉄砲所持許可等の手続き費用で約87,000円、「わな猟」では、初心者講習及び免許試験等の手続き費用で約8,600円がかかります。このほか、散弾銃購入費用や狩猟税等の狩猟登録の手続き費用(約10,000円～18,400円)やハンター保険費用などが必要で、また、猟友会の会費等がかかる場合もあります。

■ツキノワグマ……………

【能力】

30cm四方の穴をくぐることができ、嗅覚が非常に優れています。土を掘ることもします。

【食べ物】

通常は山林内のドングリ等の木の実を食べていますが、雑食性のため、農地に放置された廃果や山際の穀類や果樹類の農作物を食べます。特に、トウモロコシとブドウについては、執着心が強く、被害が拡大しております。

【行動】

「なわばり」を持たず、昼夜を問わず、単独で行動します。(子育て期は、メスと子どもと一緒に行動します) いったん、農作物被害にあってしまった農地は餌場であると認識し、その後も執拗に被害を及ぼす傾向があります。

冬眠前にトウモロコシやブドウ等の農作物をたくさん食べ、栄養状態が良くなると、次の年に子どもを例年より多く産むと言われています。

⇒ **被害防除に努めることが、個体数の減少にもつながります。**

